

横芝光町農業委員会 5月第2回定例総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月9日(火) 午後4時～午後4時45分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (8名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 (4名)

	2 番	川島 理昭	3 番	永野 邦子
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	高宮芳宏
農政班長	布施裕章

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について

日程第3 議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第5 議案第4号

令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認について

日程第6 議案第5号

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務
の実施状況の公表(案)について

日程第7 議案第6号

令和5年最適化活動の目標の設定等(案)について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和5年5月第2回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶) ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました佐藤町長から、ご挨拶をいただきます。
町 長	(佐藤町長あいさつ)
事務局	ありがとうございました。佐藤町長におかれましては、公務のためここで退席となります。 本日は、2番 川島理昭委員、3番 永野邦子委員、9番 鈴木茂樹委員、10番 下高原美津子委員より欠席する旨の連絡がありましたので報告いたします。 本日の出席委員は、12名中8名です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 5番 伊藤直樹委員、11番 伊藤裕児委員をお願いいたします。

会議書記には、事務局の布施班長を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について

農地法第3条による許可申請書が提出されたので本会の議決を求める。

令和5年5月9日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、1件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地の位置図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、屋形 字宮前寺下の田1筆、台帳地目、現況ともに田で535㎡です。

体調面により農業ができない譲渡人から、隣接地を所有する譲受人へ耕作利便のため、贈与により所有権移転をしようとする申請です。

申請地は、隣接している譲受人の農地の一部となっており、以前から譲受人が農地の管理を任されていたものです。申請地では水稻の作付を予定しています。申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準各号に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明でございます。

議長

ありがとうございました。ただいま第1号の朗読並びに説明が終わりました。

本案件について、担当委員の説明を求めます。

8番

8番 伊藤です。隣接する農地を所有している譲受人が耕作利便のため贈与により所有権移転するものです。現地を確認したところ耕耘してあり問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。説明が終わりましたので、本案件について質疑を行います。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、本案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長 続いて日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第4条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。
令和5年5月9日提出 横芝光町農業委員会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の4条の許可申請は1件です。

なお、申請者は資料に記載のとおりです。

申請地は谷中 字宮田の畑、宮川 字迎後の畑、合わせて2筆、64.88㎡です。

譲受人の子が一般専用住宅を新築することから、建築基準法に定める接道要件を満たすため、住宅進入路を設定しようとするものです。

申請地と位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町役場から南東へ約2,000mの位置にあります。

敷地は簡易な整地のみとし、土砂の搬入はありません。

周辺の他の土地で代替可能と認められる場合を除き許可し得ることができる第2種農地と判断できます。既存の東側道路は母屋の接道となっており、新居との重ねての接道が認められないことから、畑の西端を進入路として設定しました。

土地改良関係については、受益地となっていません。進入路は雨水排水

のみで自然浸透処理とします。新居の雑排水の放流については、合併処理浄化槽で処理後、西側の農業用水路へ放流する計画です。水路管理者である大利根土地改良区へ排水同意申請中です。隣接農地はありません。

工事期間は、令和5年6月30日から令和5年11月30日までを予定しています。

事業費は新居の建築費などで、金融機関からの借入金を資金に充てる計画です。

金融機関からは融資承認となっており、所定の手続きを進めれば融資を受けられ、資金調達ができるものと見込まれます。

議 長 説明が終わりましたので本案件について、担当委員の説明を求めます。

7 番 7番 向後です。本件は、新居のための新入路で、土地改良の受益地ではなく、問題がないと思います。

議 長 説明が終わりましたので、本案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し本案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって本案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長 続いて日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。

令和5年5月9日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の5条の許可申請は10件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目から8件目の土地は芝崎 字海老崎の畑9筆、計2, 575 m²です。

転用の目的は圏央道建設工事に係る事前の文化財調査に伴う土砂の一時仮置き場として一時転用するものとなります。

申請地①～⑧記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は、ちばみどり農協南条出張所から南東に約500mの位置にあり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれ、地権者が賃借に合意したままとった土地が近隣になく、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ています。

譲受人は、圏央道事業の管理、運営を行う法人であり、敷地は仮置き前に透水性のシートを敷設し、土砂流出対策として借地境界に沿って畦畔盛土を作り土砂盛土端から5m隔離します。土砂は圏央道用地から搬入されます。雨水は敷地内自然浸透とします。雑排水は発生しません。

申請地は両総土地改良区の受益地ではないことを確認済です。また隣接する農地所有者へは事業について説明済です。

工事期間は令和5年6月1日から令和7年3月31日までを予定しています。

土地代金、造成費は、圏央道事業の全体予算から賄う予定ですが、資金は社債により調達済であることを確認しています。

続きまして申請9件目の土地は、姥山 字下柳谷及び木戸台 字谷部田の田2筆、計984 m²です。

転用の目的は、圏央道建設工事に係る工事資材の仮置き場として一時転用するものとなります。

申請地⑨記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は町原集会所から北西へ約600メートルの位置にあり、町農業振興地域整備計画に定める農用地区域ですが、一時転用事業であり、町の農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、例外として許可が見込まれ、申請地は圏央道建設工事現場に近く、工事資材の仮置き場として使用することに地権者の同意を得ていること

から、町からは農業振興地域整備計画に支障がない旨の回答を得ていません。

譲受人は圏央道事業の管理、運営を行う法人であり、敷地は表土に敷鉄板を敷設し、その上に砕石を敷いて整地をします。土砂の搬入はありません。

雨水は敷地内自然浸透としています。雑排水は発生しません。

申請地は、両総用水及び成田用水土地改良区の受益地外であることを確認済です。また申請地は、水路及び道路により周囲を囲まれており、隣接する農地はありません。

工事期間は令和5年5月25日から令和7年3月31日までを予定しています。

土地代金、造成費は、圏央道事業の全体予算から賄う予定ですが、資金は社債により調達済であることを確認しています。

続きまして申請10件目の土地は、横芝 字松本の畑1筆、計57㎡です。

転用の目的は貸駐車場用地の進入路として転用するものです。

申請地⑩の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますのでご覧ください。

申請地は、横芝光町文化会館の北、約10mの位置にあり、第1種住居地域の用途地域指定を受けています。よって都市計画法による用途地域が定められていることから第3種農地と判断できます。

譲受人は、今回の申請地西側でアパートを営むオーナーで、居住者より既存駐車場用地が不整形で、一部のスペースで車を2台縦列駐車をしなければ停められないことから、使い勝手が悪く新たな駐車場設置の要望が出ており、近傍地を探したところすぐ東側用地が宅地であることから、譲渡人に相談したところ駐車場用地として売り渡すことに支障はないとのことでした。しかし進入路がない土地であったため、申請地を進入路として計画しました。貸駐車場、進入路ともに譲渡人の土地です。

敷地は防草シート敷設の整地のみとし、土砂の搬入はありません。

雨水は敷地内自然浸透としています。雑排水は発生しません。また、隣接する農地はありません。

工事期間は令和5年8月1日から令和5年10月31日までを予定しています。

土地代金、造成費は自己資金から賄う予定です。
以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議 長 ありがとうございました。ただいま議案第3号の朗読並びに説明が終わりました。

 1件目から8件目までの案件は、圏央道関連の同一事業であります。担当委員が川島理昭委員ですが、本日欠席ですので事務局から何かありましたらお願いします。

事務局 本件につきましては、川島理昭委員より説明を受けています。「本件は、圏央道建設にかかる土砂の仮置き場で、土砂の流出対策をとってあり、かつ土地改良の受益地ではないことから問題はないと考えられます」とのことでした。よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。1件目から8件目までの説明が終わりましたので、この案件についての一括しての質疑を許します。

 (質疑なし)

 質疑ありませんので、質疑を終了し、1件目から8件目までの案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

 (挙手全員)

 全員賛成、よって1件目から8件目までの案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

 続いて、9件目の案件についてですけれども、私が担当委員となりますので説明をいたします。

 本件についても、圏央道建設にかかる公共事業の工事資材ストックヤードです。雑排水は発生せず、土地改良の受益地ではないことから問題はないと考えております。

 以上説明でございます。説明が終わりましたので9件目の案件についての質疑を許します。

 (質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、9件目の案件について採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって9件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて10件目の案件について、担当委員の意見を求めます。

11番

11番 伊藤です。本件は、アパート居住者の駐車場進入路で、雑排水は発生せず、土地改良の受益地ではないことから問題ないと考えております。よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。説明が終わりましたので、10件目の案件について質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、10件目の案件についての採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって10件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続いて日程第5 議案第4号 令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認についてを上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第4号 令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)の承認について

農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定により令和5年度第2次農用地利用集積計画(案)が提出されたので本会の議決を求める。

令和5年5月9日提出 横芝光町農業委員会会長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

今回の利用集積は、新規設定6件、再設定2件、所有権移転5件の合計13件です。

初めに新規設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は資料に記載のとおりです。なお、設定する権利は、すべて賃借権です。

利用権を設定する農地ですが、新規設定1件目は、於幾 字竹ノ後、字踊台、字小沼、字川口田、字熱田、坂田字寺前の田10筆、計6,032.52㎡、期間は約10年間です。

新規設定2件目は、木戸 字二十四割の田4筆、7,701㎡、期間は約10年間です。

新規設定3件目は、原方 字和宗内、尾垂イ 字上宮田の田2筆、計2,841㎡、期間は約10年間です。

新規設定4件目は、新井 字新田の田1筆、1,426㎡、期間は約10年間です。

新規設定5件目は、中台 字作之下の田1筆、860㎡、期間は約10年間です。

新規設定6件目は、中台 字遠西、の田3筆、計2,825㎡、期間は約10年間です。

次に再設定ですが、利用権を設定する者と利用権の設定を受ける者は、資料に記載のとおりです。設定する権利は、すべて賃借権となります。

再設定1件目は、谷台 字西耕地の田1筆、893㎡、期間は約6年間です。

再設定2件目は、宮川 字作間内、宮川 字入表の畑2筆、計3,555㎡。期間は、約1年間です。

続いて所有権移転ですが、所有権を移転する者と所有権の移転を受ける者は、資料に記載のとおりです。

所有権移転1件目は、新井 字馬場台の畑1筆、428㎡、売買により本年6月20日に引渡し予定です。

所有権移転2件目は、新井 字馬場台の畑1筆、271㎡、売買により本年6月20日に引渡し予定です。

所有権移転3件目は、新井 字馬場台の畑1筆、61㎡、売買により本年6月20日に引渡し予定です。

所有権移転4件目は、新井 字馬場台の畑1筆、776㎡、売買により本年6月20日に引渡し予定です。

所有権移転5件目は、二又 字上の台の畑1筆、462㎡、売買により本年6月20日に引渡し予定です。

なお、本計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条

第3項の要件を満たしていると考えます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第4号の朗読並びに説明が終わりました。

はじめに、新規設定の案件についての審議を行いますが、1件目から3目の案件は、資料記載のとおり伊藤直樹委員に直接関係があり、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、伊藤直樹委員の本件への質疑を禁止いたします。

それでは、新規設定1件目から3件目の案件について一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定1件目から3件目について、一括して採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって新規設定1件目から3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。伊藤直樹委員の発言禁止を解きます。

続いて新規設定4件目から6件目の案件について、一括して審議を行います。

4件目から6件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、新規設定4件目から6件目について、一括して採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成よって、新規設定4件目から6件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて再設定の案件についての審議を行います。

再設定1件目の案件についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、再設定1件目の案件についての採

決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、再設定1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて再設定2件目の案件について、参考資料記載のとおり向後隆輝委員に直接関係し、議事参与の制限に該当しますので、会議規則第十条の規定により、採決が終了するまでの間、向後隆輝委員の本件への質疑を禁止いたします。

再設定2件目の案件について、審議を行います。質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し再設定2件目の案件について採決をいたします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって再設定2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。向後隆輝委員の発言を解きます。

続いて所有権移転の案件についての質疑を行います。

所有権移転の質疑を許します。質疑がある方は発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑ありませんので、所有権移転の案件について採決を行います。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成よって、所有権移転の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて日程 第6 議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について上程します。

事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

日程第6 議案第5号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）について本会の議決を求める。

令和5年5月9日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

農業委員会の事務事業については、農業委員会等に関する法律に基づき、公表を行うこととなっており、定められた様式に記載したものを案としてまとめています。

なお、公表は、町のホームページで行うこととしています。

次のページをご覧ください。

昨年度の最適化活動の実績公表（案）になります。「Ⅰ 農業委員会の状況」は、統計データなどから引用し記載しています。

次のページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標」ですが、「(1) 農地の集積②目標」に記載されているように認定農業者や集落営農などの担い手に対する目標集積面積は、518.5haでしたが「③実績」の表にありますように、集積実績は17.49haと目標に届きませんでした。

「(2) 遊休農地の発生防止・解消」では、「②目標」は緑区分、これは荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地のことですが、解消目標面積を7.2haと設定したところ、「③実績」で1.6haの解消となっております。

続きまして「(3) 新規参入の促進」ですが、「①現状及び課題」で直近三ヶ年度は経営体の参入実績がありませんでした。「農業委員会の点検結果」として、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人への接触を避けなければならなかったことを挙げてあります。

「2 最適化活動の活動目標」は、1の成果目標達成に向けどのような活動を行ったかについて目標と実績が記載されています。「(2) 活動強化月間の設定」は、9月から11月に遊休農地の解消、12月から1月に農地の集積を推進すべく取り組むこととして2回の強化月間を設定し、目標どおり実行しております。

「3 新規参入相談会への参加」ですが、新規就農者向けの就農相談会を企画したところ実際の参加者はゼロであり、事務局がオンラインにて参加しております。

目標の達成状況としては、新型コロナ蔓延による社会情勢により就農条件が悪く、目標どおり達成できなかった、としてあります。

最後に、「Ⅲ 事務の実施状況」ですが、定例総会の開催状況や農地法第3条、第4条及び第5条の処理件数について記載されています。違反転用については新規発生はなかったものの、令和3年度以前のもの解消に至っておりません。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。

議長

説明ありがとうございました。ただいま議案第5号の朗読並びに説明が終わりました。これより議案第5号について、質疑を許します。

事務局に確認します。1ページ目の農業委員会現在の体制で、農業委員数の定数・実数が12になっていて、内訳が認定農業者7、女性が2、中立が2になっているんだけど確認をお願いします。ほかに質問のある方。

それでは、質疑ありませんのでこれで質疑を終了し、採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第5号については、原案のとおり決定いたしました。

続いて日程第7 議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第6号 令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について
令和5年度最適化活動の目標の設定等(案)について本会の議決を求める。

令和5年5月9日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

昨年度から「最適化活動の目標の設定等」として「農地の最適化活動」に特化した目標設定となりました。

次のページをご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況」は、統計データなどから引用し記載していません。

次のページをご覧ください。

「Ⅱ 最適化活動の目標」で、まずは「1 最適化活動の成果目標」について、3つの項目を設定しています。

「(1) 農地の集積」は2つ目の表「②目標」に記載のとおり、目標年度である令和5年度末の集積率を47%、これに向け新規の集積目標面積を518.5ha、今年度末での集積面積を1,494.6ha、集積率47%と設定しました。

「(2) 遊休農地の解消」は、「②目標」に記載のとおり緑区分、これは荒廃度が進んでおらず、すぐ利用可能な遊休農地のことですが解消目標面積を昨年度と同じく、7.2haと設定しました。

「(3) 新規参入の促進」は、公表可能な新規参入者への貸付面積を昨年度と同じく6.1haと設定しました。

続いて「2最適化活動の活動目標」は、1の成果目標達成に向けどのような活動を行うか、について目標を設定しています。

「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」は、1か月の間に5日と設定しています。

「(2) 活動強化月間の設定目標」は、9月から11月に遊休農地の解消、12月から1月に農地の集積を推進すべく取り組むことを目標として設定しています。

「(3) 新規参入相談会への参加目標」は、秋に開催される就農相談会への1～2名程度の参加を目標として設定しています。

委員の皆さまと共に、取り組みを進めてまいりたいと思いますので、ご協力よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただいま、議案第6号の朗読並びに説明が終わりました。

これより議案第6号についての質疑を許します。

(質疑なし)

質疑ありませんので、質疑を終了し、議案第6号について採決をいたします。

原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって議案第6号については、原案のとおり決定いたしました。

以上で提案されました議案の審議はすべて終了いたしました。慎重審議ご苦労様でした。議長の任を降ろさせていただきます。

事務局	以上をもちまして、令和5年5月第2回農業委員会定例総会を閉会します。
-----	------------------------------------